

覚 書

一般社団法人塩尻市農業公社（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、農作業支援する旨の基本合意をし、ここに覚書を交わした。

第1条（農作業支援の目的）

甲は、農業経営において高齢化、担い手不足が生じていることから、将来的に安定した農業経営を維持していくため、農作業支援を行う。

第2条（農作業支援の時期）

甲は、乙に対し、_____年 月 日～_____年3月31日まで農作業を請負う。ただし、この期間満了までに甲・乙いずれも異議を申し立てなかったときは、当該覚書と同一の条件をもってさらに1年間継続するものとする。以後もまた同様とする。

第3条（農作業支援の内容等）

- 1 甲は、危険が伴う作業は請け負わない。
- 2 甲は、農作業支援を行う職員を乙の指定する圃場に提供する。
- 3 乙は、事前に作業内容について甲に十分説明する。
- 4 甲は、乙からの説明に基づき、従事職員に直接指揮・命令を行い、乙は従事職員に指揮命令をしてはならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

第4条（協議事項）

本書に規定のない事項や後発事項については、別紙「依頼農家のきまり」に基づき、互いに協議したうえ決定する。

以上のとおり、甲と乙の間に業務提携に関する基本合意が成立した証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印のうえ各1通を保有する。

年 月 日

甲 住所 塩尻市大字洗馬 985 番地 2
氏名 一般社団法人塩尻市農業公社
理事長 小 口 利 幸 (印)

乙 住所 _____
氏名 _____ (印)